

スマートフォン プライバシー イニシアティブⅢ（案）に対する
意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

平成 29 年 7 月

スマートフォン プライバシー イニシアティブⅢ（案）
に対する意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成 29 年 6 月 7 日（水）～ 平成 29 年 6 月 26 日（月）

○ 提出意見総数： 3 件

（1）個人 2 件

（2）法人・団体 1 件

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

受付順	法人・団体意見提出者
1	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	P13	<p>広告 ID (IDFA や AdID) については、利用者が必要に応じてオプトアウトできるが、端末側から ID の変更が容易できるわけではない？変更できない？ので限りなく個人識別性を持つのではないか？</p> <p>また昨今の行動リターゲティング広告において、蓄積されたアプリの位置情報をもとにセグメントをつくりターゲティングできる広告が出てきているが、長期間時系列に蓄積されたアプリの位置情報（緯度経度）と広告 ID をかけあわせる事は限りなく個人が推定される事になるのではないか？どの様に解釈し、どう活用すればよいか？具体的な事例をもとに判断を行える仕組みを用意して欲しい。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>広告 ID は、単体では個人識別性を有しませんが、他の情報と容易に照合できる場合や当該 ID に様々な情報を紐付けて蓄積する場合には、個人識別性を獲得する可能性もあると考えます。その他の御意見につきましては今後の行政の参考とさせていただきます。</p>	無
2	全体	<p>スマートフォンを取り巻く環境の変化に合わせて、不断の検討と見直しを継続し、この度新たな提言としてまとめられたことは、関係者の多大なるご尽力の賜物であると敬意を表するものです。</p> <p>また、本指針が「電気通信事業における個人情報保護のガイドライン」において参照元とされたことは、本指針を各関係者に普及させるための根拠となるものであり、評価に値するものと考えます。</p> <p>一方で、スマートフォンのアプリケーションは、急激に発展する IoT において、スマートフォン以外のデバイスやセンサーの操作や制御、情報取得など、これまで想定されていなかった複雑かつ高度な進化を続けています。これらは、官民一体となって進められている第四次産業革命推進の要とな</p>	<p>本意見募集の賛同意見として承ります。また、利活用の促進に関する御意見については、今後の行政の参考とさせていただきます。</p>	無

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>る要素であり、利活用が求められているものでもあります。したがって、プライバシーに配慮すると同時に、より利活用の促進が図られるような対応について、さらなる検討が今後継続的に行われることを強く希望いたします。</p> <p>【(一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>		
3		<p>(該当箇所1)</p> <p>1. (前文)</p> <p>「利用者に一定の自己責任が求められるとしても、マルウェアやワンクリックウェアなどにより安全・安心なスマートフォン利用環境が損なわれる事案も発生しうる状況の中で利用者の不安を解消するためには、スマートフォンにおける利用者情報を利活用する関係事業者等が責任を持って利用者情報の適切な取扱いに努める必要がある。」</p> <p>(意見1)</p> <p>マルウェアやワンクリックウェアなどによって生じる問題は、SPI3における取組によって解決するものではない。そのため、SPI3との関連性が乏しい反面で徒に利用者の不安を煽る記載となっていることから、以下のとおり修正すべきである。</p> <p>「利用者に一定の自己責任が求められるとしても、安全・安心なスマートフォン利用環境を整備して利用者の不安を解消するためには、スマートフォンにおける利用者情報を利活用する関係事業者等が責任を持って利用者情報の適切な取扱いに努める必要がある。」</p> <p>(該当箇所2)</p>	<p>意見1につきましては、御指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>(修正前)「<u>マルウェアやワンクリックウェアなどにより安全・安心なスマートフォン利用環境が損なわれる事案も発生しうる状況の中で利用者の不安を解消するためには、</u>」</p> <p>(修正後)「<u>利用者の不安を解消し、利用者が安全にスマートフォンを利用できるようにするためには、</u>」</p> <p>意見2につきましては、御指摘を踏まえ、次のとおり修正し明確化いたします。</p> <p>(修正前)「個人識別性」</p> <p>(修正後)「<u>特定の個人の識別性</u>(以下「個人識別性」という。)」</p> <p>意見3につきましては、御指摘のとおり移動体通信事業者がアプリケーション提供サイトを運営する場合、1.4.1.が掲げる事項は当該移動体通信事業者に適用されますが、1.4</p>	有

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>1.1.4 基本原則【補足】</p> <p>「個人情報保護法において「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報（※）であって」、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定義されており、同法第2条第1項第2号も含めて個人識別性の有無が「個人情報」該当性の要件となる。」他複数 （意見2）</p> <p>SPI3において、「個人識別性」という用語が使用されており、個人識別性の有無が個人情報該当性の要件となると説明されている。しかしながら、個人情報は、個人が識別されかつ特定されている状態の情報をいうところ、「個人識別性」という文言からは、個人が識別され「かつ特定されている」という要件を読み取ることができないため、いわゆる識別特定情報と識別非特定情報の区別が不明確になるおそれがある。この区別については、匿名加工情報に関する規定が加えられた改正個人情報保護法においても、関係事業者にとって非常に重要な区別となっている。そこで、「個人識別性」という用語については、「特定個人識別性」とするなど、個人が識別されかつ特定されているという2つの要件を読み取る文言に修正し、「非特定個人識別性」（識別非特定情報）と区別すべきである。</p> <p>（該当箇所3）</p>	<p>は関係事業者等の取組むべき事項を明確にする観点から、関係事業者ごとに項目を設けたものであり、引き続き記載することが適切であると考えます。</p>	

番号	該当箇所	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>P26</p> <p>1.4.2. 移動体通信事業者。端末製造事業者</p> <p>「移動体通信事業者のアプリケーション提供サイトにおいて、アプリケーション提供者等に対し、適切なプライバシーポリシー等の作成・公表等の対応を促す。プライバシーポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援する。必要に応じ関係事業者や団体等とも協力しつつ、アプリケーション提供者等に対し啓発活動を進める。</p> <p>移動体通信事業者のアプリケーション提供サイトにおいて、説明や情報取得の方法が適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応（アプリケーション提供サイトから削除する等）を実施するとともに、連絡通報窓口を設置する。」</p> <p>（意見3）</p> <p>移動体通信事業者がアプリケーション提供サイトを運営する場合、当該移動体通信事業者はアプリケーション提供サイト運営事業者となり1.4.1.の記載が適用されるため、本記載は不要であると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		